

地方公共団体情報システム機構 設立委員の選任について

地方公共団体情報システム機構法案

附則

(設立委員)

第2条 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織は、平成二十五年二月二十日までに、それぞれ一人の機構の設立委員を選任しなければならない。

(設立の認可等)

第3条 設立委員は、平成二十五年三月十五日までに、第五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならない。

新機構設立に係る今後のスケジュール(予定)

法案成立後、直ちに設立委員を選任

※設立委員会において、

- ・定款の策定
- ・最初の事業年度の事業計画及び予算の策定
- ・設立認可申請

等の事務を行う。

平成25年4月1日 地方公共団体情報システム機構 設立（法案附則第3条第3項）